

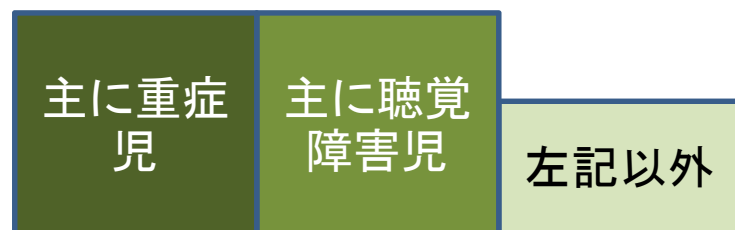
一元化を踏まえた職員配置、専門性の向上等

資料5

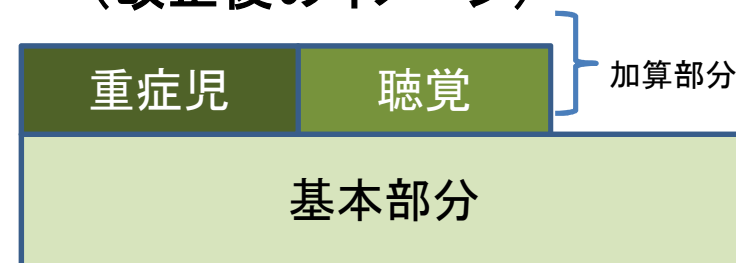
(1) 職員配置の在り方について

- 現在、「主に聴覚障害」「主に重症児」「それ以外」といった形で職員配置の考え方が分かれているものについて、より一元的な基準とするかどうか。

(現行制度のイメージ: 通所支援の例)



(改正後のイメージ)



(主なメリット)

- 障害種別に関係無く対応するという一元化の考え方に沿った報酬体系となる。
- 必要な職員配置の在り方について障害種別に共通した検討を行うことが可能となる。
 - * 福祉型と医療型の一元化を検討する際の基礎にもなる。

(主なデメリット)

- 重症児や聴覚障害児等への対応については加算による対応となるが、実際の職員配置ではなく対象となる児童の受入がある場合のみの加算とせざるを得なくなる。
 - 各障害に応じた専門性を確保することが困難になる可能性がある。
- * 障害児入所施設については、さらに、基本となる部分について配置基準が異なっているところがあり、それをどのように扱うのかという問題も残る。

(2) 配置基準上の「児童指導員」「指導員」の扱いについて

- 現在、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスについては、配置基準では「児童指導員」ではなく「指導員」の配置としているが、どのように考えるか。

経緯

- 新制度に移行前の「児童デイサービス」では「指導員」の配置としていた。
- 新制度移行の際に、「指導員」を「児童指導員」に変更することについては「児童デイサービスからの円滑な移行や身近な地域で支援が受けられるよう、基盤整備の拡大を図る観点から、変更は行わず従来どおり「指導員」とした。

(「児童指導員」配置を義務づける場合のメリット) → 一定の質の確保・向上
(「指導員」で足りるとする場合のメリット) → 職員の確保、基盤整備の拡大

- * 「児童指導員」とする場合には職員確保の可能性、「指導員」とする場合には質の確保・向上の必要性が問題となる。
報酬での扱いの差別化や「指導員」に対する一定の研修の実施について検討すること等が考えられるが、どうか。
あわせて「児童指導員」の質の確保・向上のための研修の実施等についてどう考えるか。